

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由 番号)	WTO
1	令和5年度乾式電子モノクロ複合機(3台)借入(単価契約)	159:事務用品賃貸	エイトレント株式会社	単価契約6.60円	R5.6.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	別紙のとおり	-
2	獣医公衆衛生法規集追録 外1点 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	110,572	R5.6.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
3	問答式 廃棄物処理の手引 追録 外5点 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	27,765	R5.6.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
4	食品衛生関係法規集追録 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	97,020	R5.6.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
5	一般事務用等追録「地域保健関係法令実務便覧」買入	51:図書	第一法規株式会社	22,428	R5.6.28	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
6	精神保健福祉普及啓発事業用 アルコールパッチテストキットの買入	27:医療用機器	株式会社少年写真新聞社	56,749	R5.6.29	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
7	令和5年度 保健所連絡調整用携帯電話借入(概算契約)(その2)	165:その他賃貸	ソフトバンク株式会社	123,816	R5.6.30	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度乾式電子モノクロ複合機（3台）借入（単価契約）

2 契約の相手方

エイトレント株式会社

3 随意契約理由

本件は、保健所感染症対策課が使用する乾式電子モノクロ複合機の借入を行うものである。

保健所では、船場センタービル内に感染症対策課公費負担チームを設置し、新型コロナウイルス感染症にかかる入院公費の決定通知やレセプト点検等をおこなっている。5月8日をもって新型コロナウイルス感染症にかかる感染症法上の取扱いが、5類へ移行したが、入院公費負担の業務は、患者の療養が終了した後に発生する業務であり、5類移行後も移行前に発生した患者にかかる業務を実施する必要がある。そのため業務に必要不可欠である複合機の借入れについて延長するものである。

契約相手方の決定は競争入札により行うべきであるが、6月1日から借入を開始する必要があり、準備期間が不要である契約履行中の同社と契約することが業務の円滑な実施を確保するうえで有利と認められるため、入札による次期業者決定までの必要最低期限の期間である令和5年6月30日まで上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号 06-6647-0696）

（令和5年5月24日健康局契約事務審査会審議済み）

随意契約理由書

1 案件名称

アルコールパッチテストキット 買入

2 契約の相手方

株式会社 少年写真新聞社

3 随意契約理由

(1) 製品選定理由

本製品は、体内でのアルコール分解能力の目安を知るためのキットであり、アルコールによる害を未然に防ぐための健康指導教材である。

これまでの間、各区で行う健康展等において、精神保健福祉の普及啓発の一環として活用していることから、各区において配置されている株式会社少年写真新聞社製の基本専用用品を用いてアルコールパッチテストを実施している。同テストを行うには専用キットが必要であるが、各区に配置されている基本専用用品に対応する専用キットは本製品しかないため、本製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は、株式会社少年写真新聞社の直接販売となっているため、同社と特名随意契約を行うこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こころの健康センター（電話番号：06-6922-8520）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 保健所連絡調整用携帯電話借入（概算契約）（その2）

2 契約相手方

ソフトバンク株式会社

3 随意契約理由

本件は、保健所感染症対策課が使用する携帯電話の借入を行うものである。

保健所では、5月8日をもって新型コロナウイルス感染症にかかる感染症法上の取扱いが、5類へ移行となったため、業務を順次廃止し体制を段階的に縮小している状況であり、携帯電話の台数についても、体制の縮小に合わせて必要数を精査していく必要があると考えられる。

契約相手方の決定については競争入札により行うべきであるが、令和5年7月1日以降の業務体制が5月30日に確定したところであり、準備期間を確保した上で契約を締結し、令和5年7月1日から新たな携帯電話を使用するには入札を実施する期間がなく、限られた時間の中で引き続き必要な携帯電話を確保するには、準備期間が不要である契約履行中の同社と契約することが業務の円滑な実施を確保するうえで有利と認められること、また、継続して使用する携帯番号は、外部にむけ窓口番号として周知しており、短期間に変更をした場合、混乱が生じるおそれがあることから移行期間とされている9月末までの間、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号 06-6647-0739）